

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

作成・最終更新日

令和7年11月28日

担当部署

総務企画部総務課行政係

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	・番号法第7条 ・住基法第30条 の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)等	住民基本台帳に関する事務	・既存住民基本台帳システム(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワークシステム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ ・コンビニ交付システム ・窓口受付システム	○	令和7年3月28日	2026年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課
-	番号法 第9条第4項	給与支払事務	・職員給与システム	○							職員又は職員であった者の給与に関する事項を記録した特定個人情報ファイルを取り扱うシステムのため特定個人情報保護評価の実施が義務づけられない	総務企画部 総務課
-	番号法 別表9の項	保育料の徴収等	・保育料システム	○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 子育て支援課
-	番号法 別表10の項	児童相談関係事務		○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 子育て支援課
2	番号法 別表111の項	健康管理に関する事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年	4月頃	基礎				市民福祉部 保健センター

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
3	番号法 別表21の項	身体障害者サービ ス事務	・障害者管理システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年	4月頃	基礎				市民福祉部 社会福祉課
-	番号法 別表23の項	生活保護関係事務	・生活保護システム	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 社会福祉課
4	番号法 別表24の項	税の滞納管理に関 する事務	・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号連携 サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
5	番号法 別表24の項	個人住民税関係事 務	・住民税システム ・申告受付システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号連携 サーバ) ・中間サーバ ・eLTAX ・コンビニ交付システ ム ・窓口受付システム ・マイナポータル申請 管理 ・申請管理システム	○	令和7年3月28日	2026年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
6	番号法 別表24の項	固定資産税関係事 務	・固定資産税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号連携 サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課

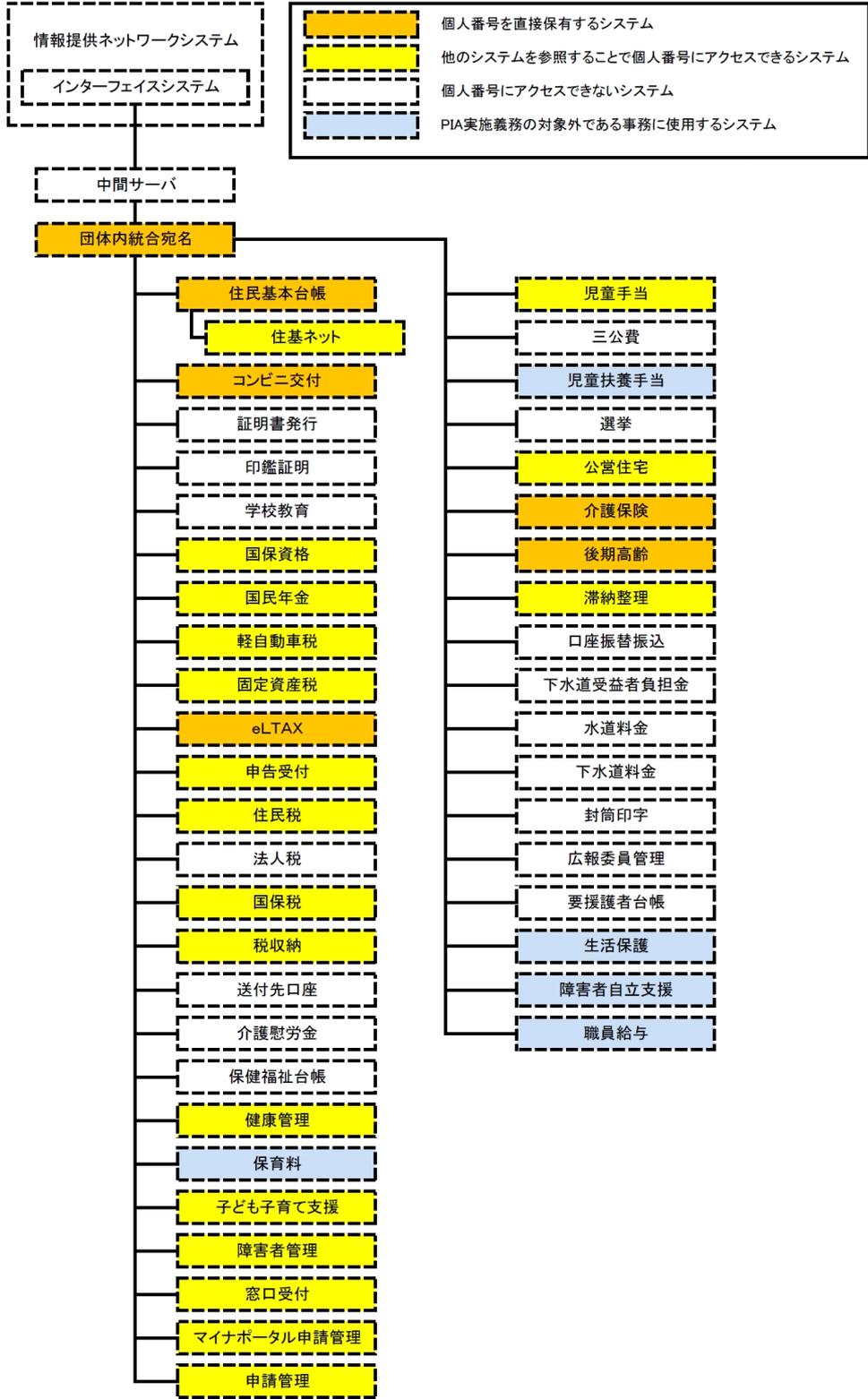
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
7	番号法 別表24の項	軽自動車税関係事務	・軽自動車税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体 内統合利用番号連携 サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
8	番号法 別表24の項	国民健康保険税関 係事務	1. 市町村事務処理標 準システム 2. 滞納整理システム 3. 収納消込システム 4. ID連携サーバ(団 体内統合利用番号連 携サーバ) 5. 中間サーバ	○	令和4年12月1日	2026年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
9	番号法 別表27、52の項	公営住宅・改良住 宅の管理事務	・公営住宅システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年	4月頃	基礎				総務企画部 財政課
-	番号法 別表40の項	学校保健医療事務		○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	学校教育課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
10	番号法 別表44の項	国民健康保険事務	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ (団体内統合利用 番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. 国保総合システムおよび国保情報 集約システム(「国 保総合(国保集約) システム」(*)とい う。) *国保総合(国保集 約)システムは、国 保連合会に設置さ れる国保総合(国保 集約)システムサー バ群と、市町村に設 置される国保総合P Cで構成される。 5. 医療保険者等向 け中間サーバ等 6. 市町村事務処理 標準システム	○	令和5年1月1日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 市民課
11	番号法 別表55の項	被災者台帳作成事 務	・被災者支援システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	未定	令和3年6月21日	2026年 4月頃	基礎					総務企画部 総務課
-	番号法 別表56の項	児童扶養手当等に 関する事務	・児童扶養手当シス テム	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 子育て支援 課
-	番号法 別表61の項	高齢者施設入所に 関する事務		○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 社会福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法 別表67の項	福祉手当事務		○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 市民課
12	番号法 別表14, 70, 126 の項	母子保健、健康増進に関する事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能 ・ワクチン接種記録システム	○	令和4年2月15日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 保健センター
13	番号法 別表81の項	児童手当の支給に関する事務	・児童手当システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和4年10月1日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 子育て支援課
14	番号法別表 第85の項	後期高齢者医療保険事務	・後期高齢者医療システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 市民課
15	番号法 別表100の項	介護保険関係事務	・介護保険システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 保健センター
-	番号法 別表117の項	障害者自立支援に関する事務	・G-Trust	○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 社会福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
16	番号法 別表127の項	子ども子育て支援 関係事務	・子育て支援シス テム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 子育て支援 課
17	番号法 別表 46,94,116,128の 項	国民年金関係事務	・国民年金システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和3年6月21日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 市民課
18	番号法第9条第 2項	子ども医療費助成 に関する事務	・三公費システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和6年9月1日	2026年 4月頃	基礎					市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 2項	ひとり親家庭医療 費助成に関する事 務	・三公費システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 2項	重度心身障害者医 療費助成に関する 事務	・三公費システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 2項	不妊治療等に係る 費用の助成に関す る事務	・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 市民課
19	番号法別表135 の項	定額減税補足給付 金の支給(調整給 付・不足額給付)の 支給に関する事務	・臨時特別給付金 システム ・宛名管理システ ム ・中間サーバ ・番号連携サーバ	○	令和7年4月30日	2026年 4月頃	基礎					総務企画部 税務課

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	<ul style="list-style-type: none">・宛名管理システム・住民基本台帳システム・介護保険システム・後期高齢システム・eLTAX	<ul style="list-style-type: none">・コンビニ交付システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステム・国保資格システム・国民年金システム・軽自動車税システム・固定資産税システム・申告受付システム・住民税システム・国保税システム・税収納システム	<ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・子ども子育て支援システム・障害者管理システム・児童手当システム・公営住宅システム・滞納整理システム・三公費システム・窓口受付システム・マイナポータル申請管理システム・申請管理システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・職員給与システム・生活保護システム・障害者自立支援システム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム		
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・証明書発行システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・印鑑証明システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・学校教育システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・法人税システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・送付先口座システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・介護慰労金: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・保健福祉台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・選挙システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・口座振替振込システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道受益者負担金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・封筒印字システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・広報委員管理システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・要援護者台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御	